

2015.8.22

# マイナンバーと公的個人認証 (JPKI)

総務省行政管理局  
電子政府研究官  
中井川 禎彦

# マイナンバー制度の3要素

## □ 個人番号(マイナンバー)の付番

- 住民票を有する者(国内に居住する日本人、外国人住民)全員に、唯一無二の12桁の番号を付与
- 法律に列挙された事務(所得税、健康保険、年金など)について、マイナンバーを付して手続。本人の特定、住所等情報の最新性を確保

## □ 情報連携

- 法律に列挙された事務について、法律で認められた行政機関間で情報を問い合わせ、提供
- 行政機関の事務の軽減、再入力などによる誤りの回避
- 申請などにおいて添付書類が不要になるなど、国民負担の軽減

## □ 本人確認

- 個人番号カードの券面とICチップに、個人番号、基本4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、顔写真を掲載・顔写真データを格納
- 現実世界における身分証明書として使用、ICチップアプリを利用した公務員証、社員証、各種資格証明書としての利用も可
- ICチップに**公的個人認証(JPKI)**の電子証明書を搭載して、ネット上での電子署名(電子印鑑)、本人認証に使用

# マイナンバーと公的個人認証は根拠法令や役割が異なる。区別して理解すべき

## マイナンバー

- 根拠法「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」
- 個人番号(12桁)で個人を識別
- 新設される情報提供ネットワークシステムにより、行政機関間で情報を連携、事務の効率化、国民サービスの向上を実現
- 利用対象業務、利用対象機関は、法律又は条例で明記
- 対象業務、対象機関の拡大・変更は**法律(条例)改正**が必要

## 公的個人認証(JPKI)

- 根拠法「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」
- ICチップに格納された電子証明書で個人を識別
- ネット上での自分の意思の確実な表明(契約行為など)、厳格な実在性の確認(電子認証)
- 利用機関(署名検証者(利用者証明検証者))となるには、**総務大臣の認定**が必要
- 署名検証者となることによって、なりすまし等のリスクの回避のほか、基本4情報の入手が可能

# 電子的な本人確認手段

## □ 電子署名と電子認証

- インターネット上で、プライバシーを担保しつつ、正しい利用者が、正しいモノを利用して、信頼できるコンテンツを扱うために必要となる技術が、電子署名技術と電子認証技術

### 電子署名 (Digital Signature)

- 電子文書の作成者の確認や偽造等を防止するために利用される電子的な徴証であり、**現実世界における印(実印)やサイン(署名)に相当する役割**
- e-Tax等の行政手続において利用

### 電子認証 (Authentication)

- 特定の人や機器について、その本人などであって、なりすましではないことを保証する機能を提供するもの。**現実世界における写真つき身分証明書**の役割
- 一般的には、ネットワーク上でサービスを提供する者(認証者)が、利用者を特定するために使用
- Webサービスを使う際のID、パスワードや生体認証なども電子認証の一種

# 公的個人認証サービス(現在)

- 公的個人認証サービス(JPKI: Japan Public Key Infrastructure)
  - 2002年12月「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」
  - 2004年1月29日に提供開始
  - インターネットを通じて安全・確実な行政手続き等を行うために、他人によるなりすまし申請や電子データが通信途中で改ざんされていないことを確認するために必要な機能を提供
  - 申請手続き等に必要となる申請書類に電子署名を行うためのサービス
  - 署名用電子証明書には4情報が記載され、利用者の死亡、引っ越しなどにより情報の変更があると失効する
  - 署名用電子証明書の有効性の確認を行える者(署名検証者)は、**公的機関等のみ**
  - JPKIは、**住民基本台帳カードに本人の希望により搭載**(費用500円/3年)  
住基カードの発行枚数 約660万枚、うちJPKI搭載 約270万枚

# 公的個人認証制度の改正

マイナンバー制度に合わせて、公的個人認証制度も改正

- **電子認証の導入**
  - 従来の電子署名に加え、電子認証(電子利用者証明)の仕組みを導入
- **JPKIサービスの対象を民間事業者に拡大**
  - 従来、行政機関に限られていた公的個人認証(JPKI)のサービス対象(署名検証者の資格)を、総務大臣が認定した民間事業者にも拡大
- 認証の主体を都道府県から地方公共団体情報システム機構に移管、併せて法律の名称も「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改正
- マイナンバーカードには、JPKIがもれなく無料で搭載される

# 「総務大臣の認定」の基準ーパブコメ中の案ー

- 政令で定める基準(公的個人認証法施行令9条)
  - ① 設備が総務省令で定める基準に適合するものであること。
  - ② 署名利用者・利用者証明利用者の真偽の確認が署名用電子証明書に記録された利用者検証符号に対応する利用者符号を用いて行われたことを確認する方法により行われるものであること。
  - ③ このほか、利用者の真偽の確認が総務省令で定める基準に適合する方法により行われるものであること。

# いまだ解決されていない様々な課題

- 診療毎の検査、病院毎の薬の処方、薬の飲み合わせ、残薬
- 健康保険未加入者に対する「保険」診療
- 生活保護の不正受給
- 情報の再入力作業、再入力による入力ミスの発生
- 持ち主のわからない年金記録
- ネット上のなりすまし事件の多発
- 災害時のなりすまし事件の発生
- 持ち主のわからない銀行口座、生命保険契約
- 住所異動の手続を個別に行わなければならない
- 多数のID・PWを自分で維持管理しなければならない
- .....



# 行政におけるペーパーワークのコスト

## ■ 基礎自治体(32万人規模の特別区)

### ■ 税関係

- ◆ 確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書など  
これらのデータ作成委託費用 約4600万円・年  
(全国ベース仮計算 約185億円)

### ■ 国保関係

- 国保収納・処分・所得データ  
データ作成委託費用 約550万円・年 (全国ベース仮計算 約22億円)

## ■ 人口センサス(オーストリア(人口830万人)の例)

- 2011年センサス以降、調査票配布方式から、情報連携により情報保有機関からデータを把握する方式に変更  
センサス費用 2001年7000万€(87.5億円)  
⇒2011年350万€(4.4億円) 1/20の費用

# 個人番号カードの様式、申請・交付(案)

## 様式

### 表面(案)



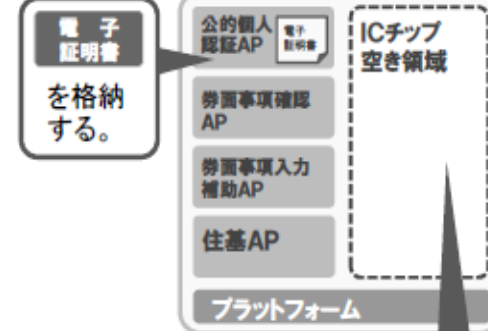
- 個人番号を記載しない  
→ コピーできる者に制限はない  
(本人同意等によりできる)

### 裏面(案)



- 個人番号を記載する  
→ コピーできる者は、行政機関や  
雇用主など、法令に規定された者  
に限定される

### ICチップ内のAP構成



電子  
証明書  
を格納  
する。

市町村等が用意した独自 **アプリ** を  
搭載するために利用する。

## 申請・交付

H27年10月

マイナンバーの付番



H27年10月~12月

マイナンバーの通知とともに、  
「個人番号カード交付申請書」を  
全国民に郵送。

- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は  
捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォン等で写真を撮り、オンラインで申請  
いただくことも可能とする。

H28年1月~

各市町村から、交付準備が  
できた旨の通知書を送付。  
市町村窓口へ来庁いただき、  
本人確認の上、交付。

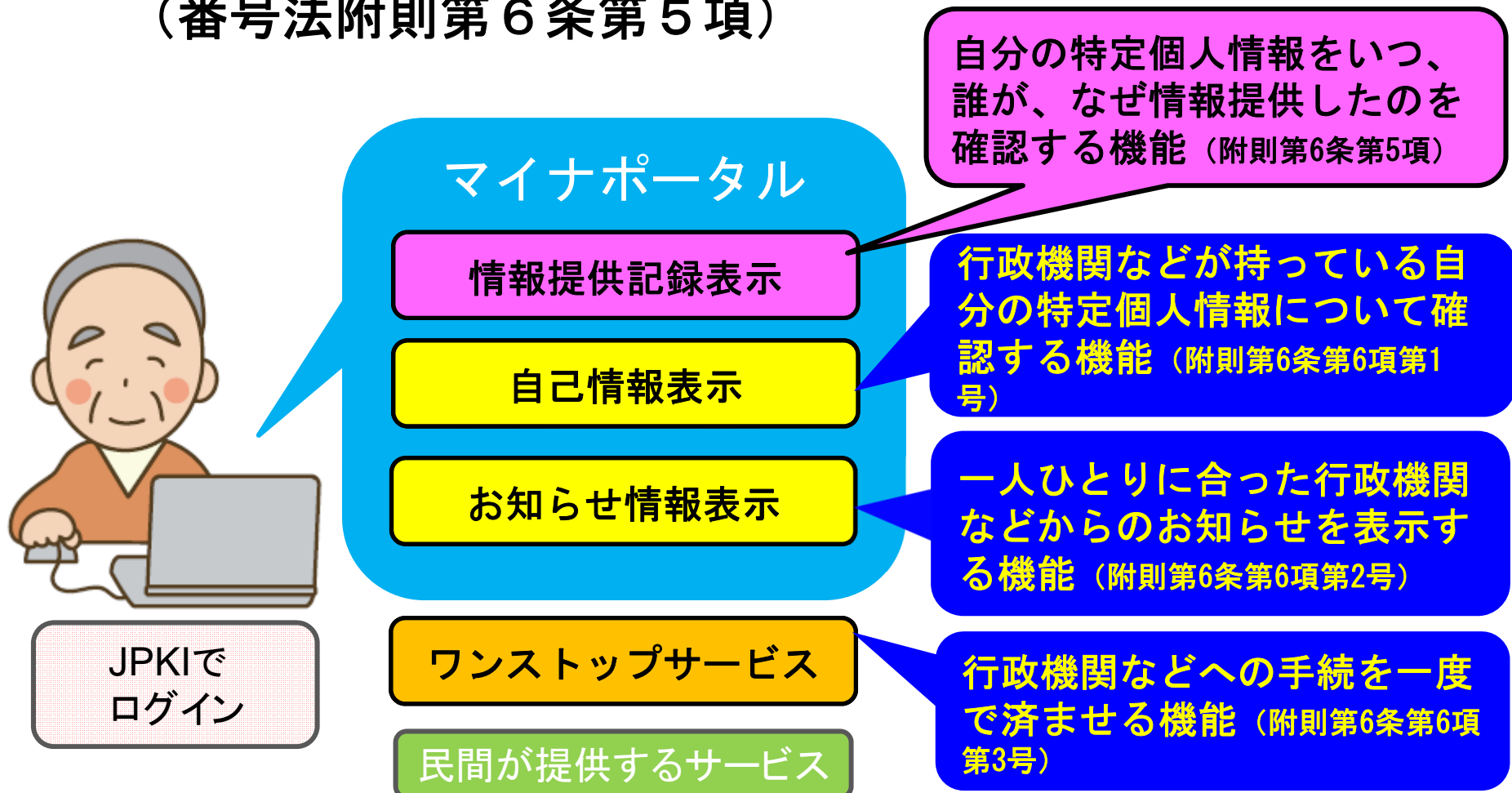
- ◇ 交付手数料については無料。
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請を  
とりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。

# 公的個人認証の利用で実現できること

- 確実な個人アカウントの提供
  - ▣ ネット上でのなりすましの防御
  - ▣ 標的型メールの防御(メールアカウントとの連携)
- 署名検証者として基本4情報を利用
  - ▣ 金融機関の休眠口座・休眠契約の持ち主探し(ただし、旧住所や旧姓などは公的個人認証ではわからない)
- マイナンバーカードに、公的資格証明(医師免許、教員資格など)を一体化
  - ▣ 資格管理の適正化

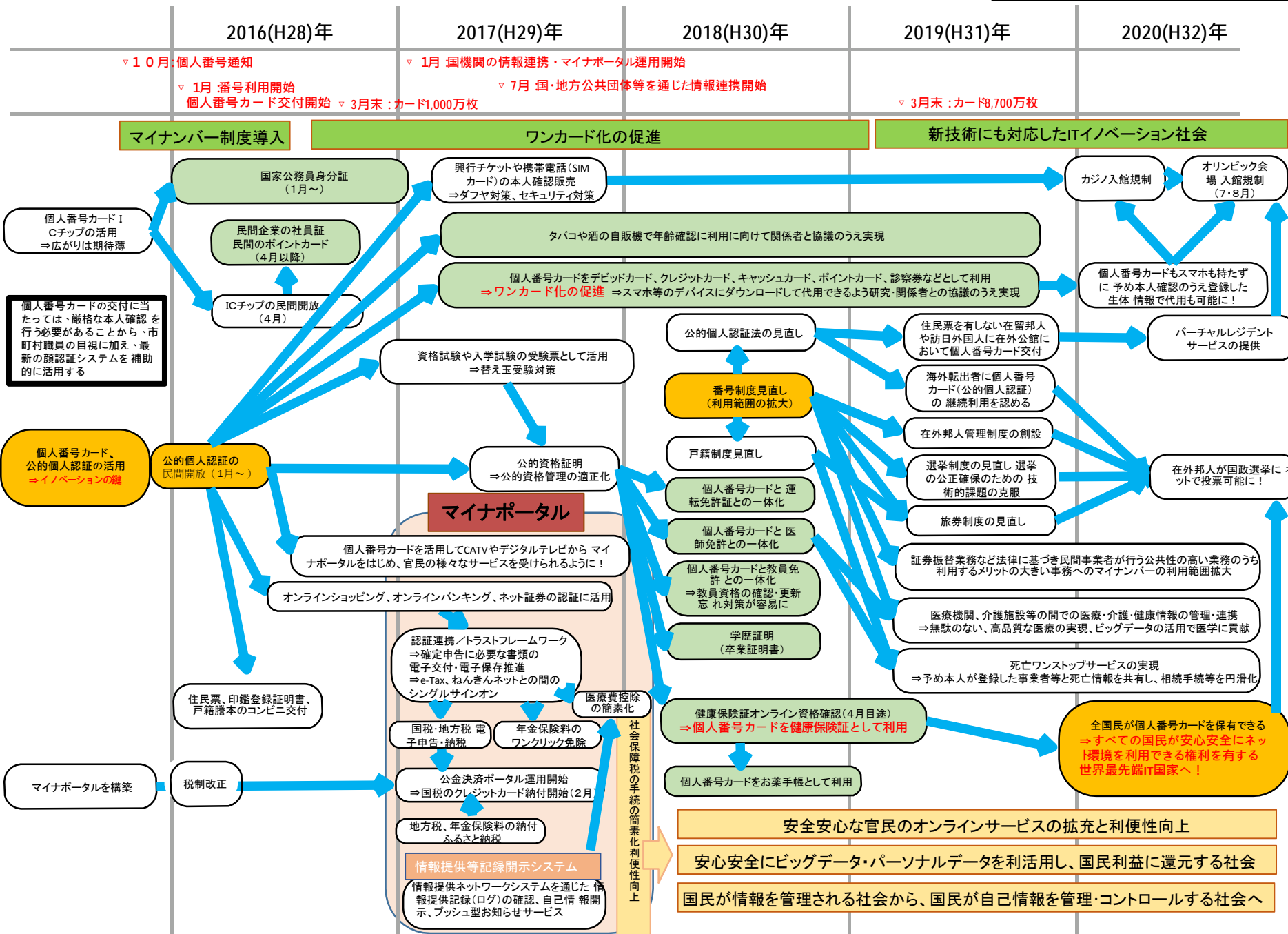
# 情報提供等記録開示システム(マイナポータル)

- ・ 政府は、法律施行後 1 年（2017年1月）を目途として、  
**情報提供等記録開示システム(マイナポータル)**を設置する。  
(番号法附則第 6 条第 5 項)



# マイナンバー制度活用推進ロードマップ (案)

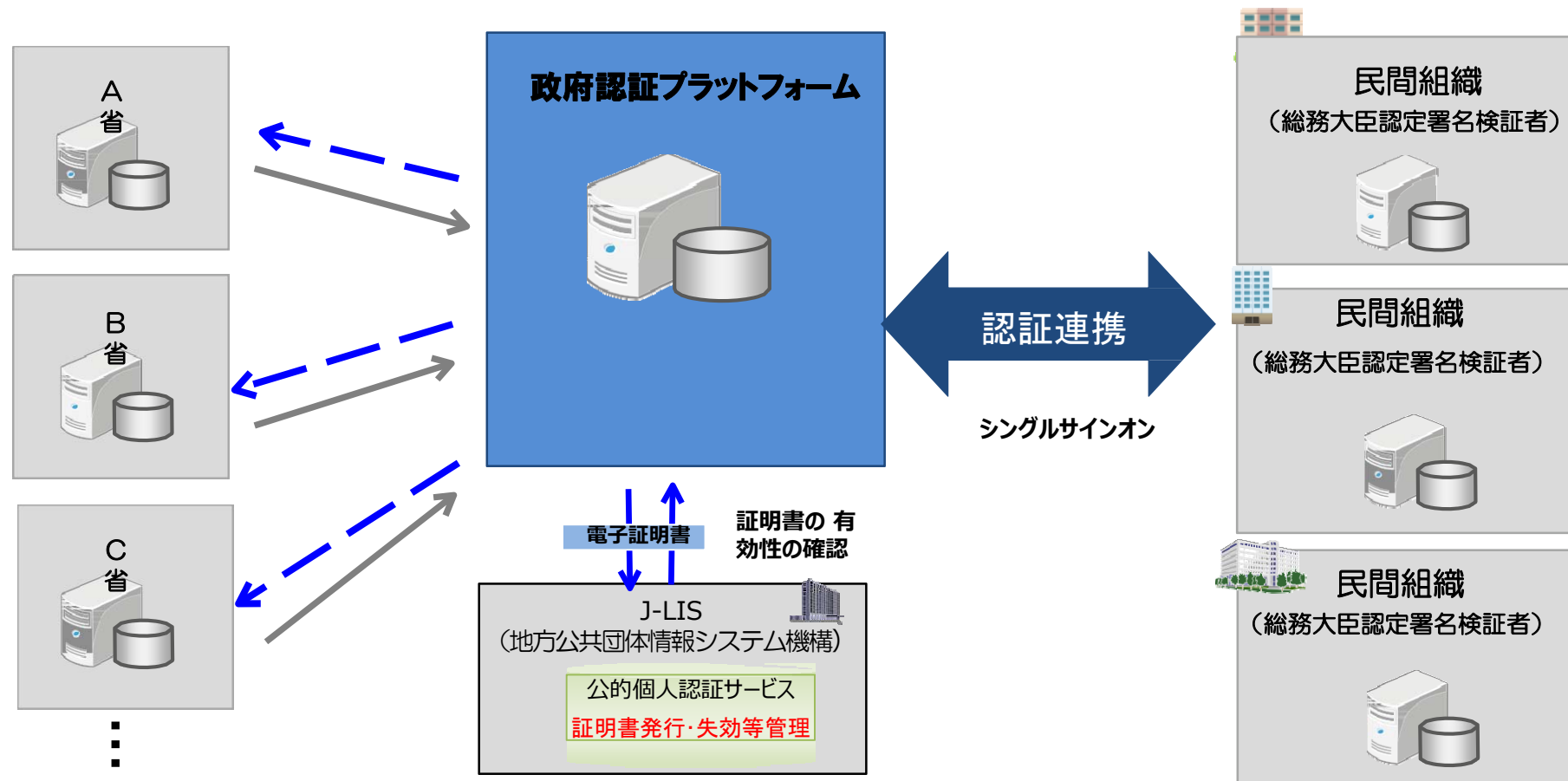
第9回マイナンバー等分科会資料  
2015年5月20日



# 政府認証プラットフォームの実現

第9回マイナンバー等分科会資料  
2015年5月20日

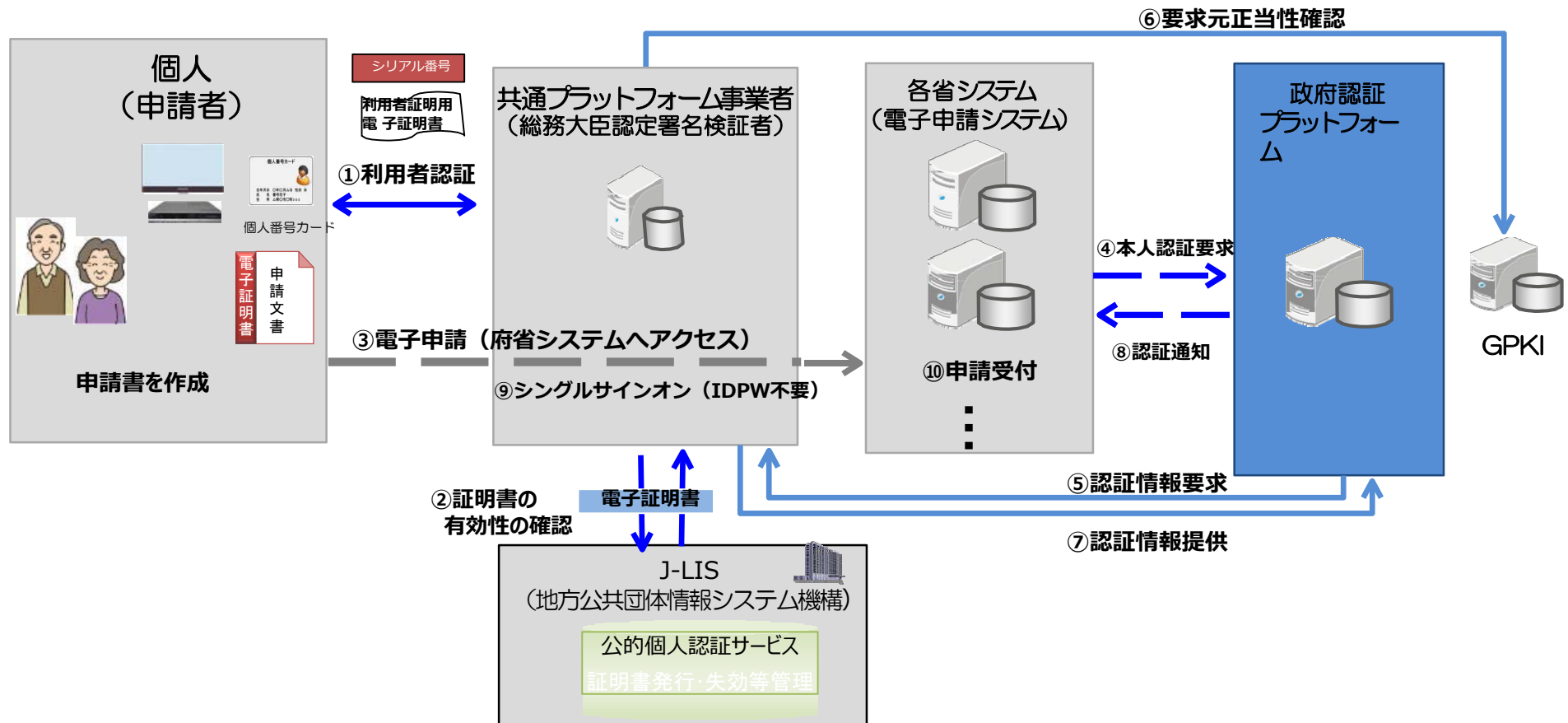
- (1)各省のHP等において、個人番号カードを用いた電子申請等を可能とするためには、各省において、認証局であるJLISとのインタフェースを持つことが必要。
- (2)また、各省と、個人番号カードを認証手段として採用する民間組織との間では、認証連携によるシングルサインオンを可能として、利用者の利便性向上を図ることが重要である。
- (3)以上につき、各組織の重複投資を回避しつつ、効率的なシステム構築を図るためには、JLISとのインタフェース機能を統一的に担う「政府認証プラットフォーム」が有効な方策の一つ。



# 官民トラストフレームワークの例

第9回マイナンバー等分科会資料  
2015年5月20日

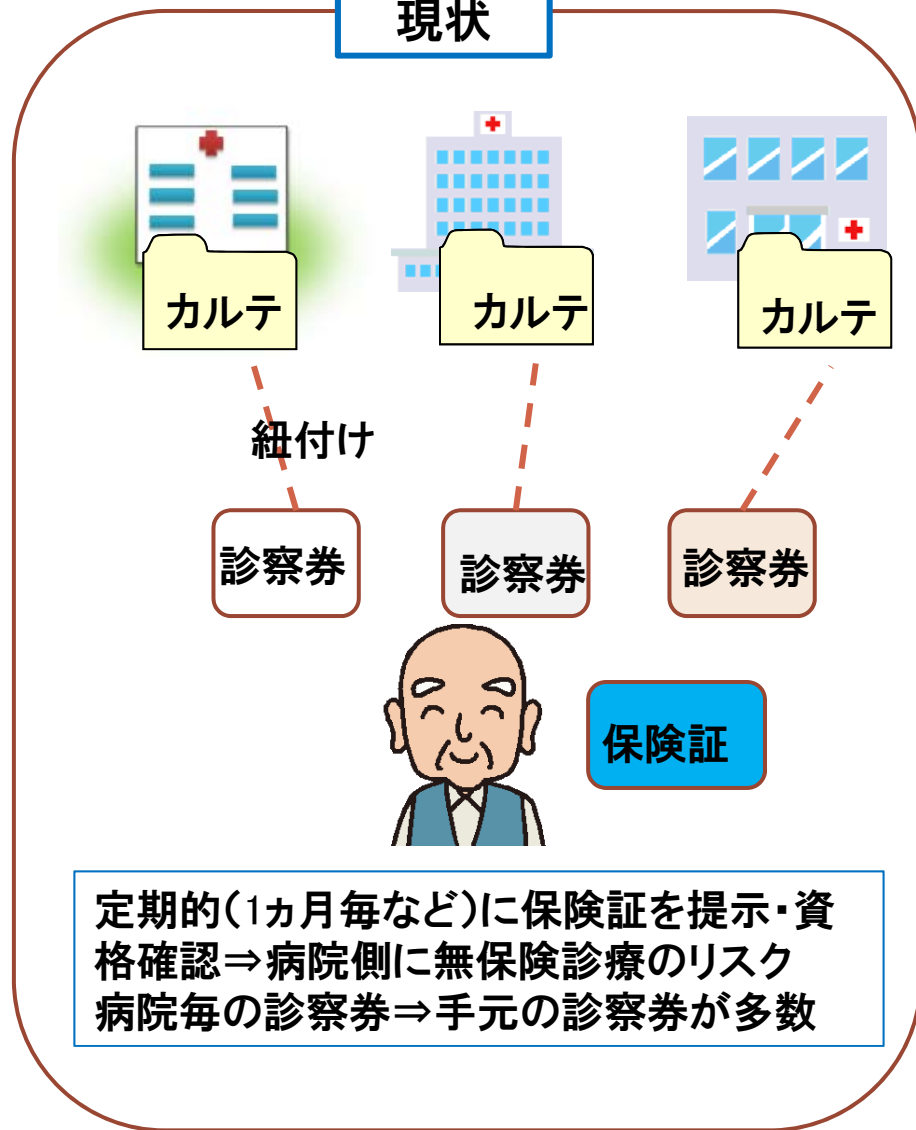
- (1) 政府認証プラットフォームにおいて、政府認証基盤（GPKI）を介して、公的個人認証局（JLIS）のほか民間の署名検証事業者との間で認証連携することにより、シングルサインオンを実現。
- (2) 政府認証プラットフォームと民間の署名検証事業者との間で認証連携する際の運用ルール（インタフェース、セキュリティ基準、認証連携技術、処理手順等）の整備が必要。



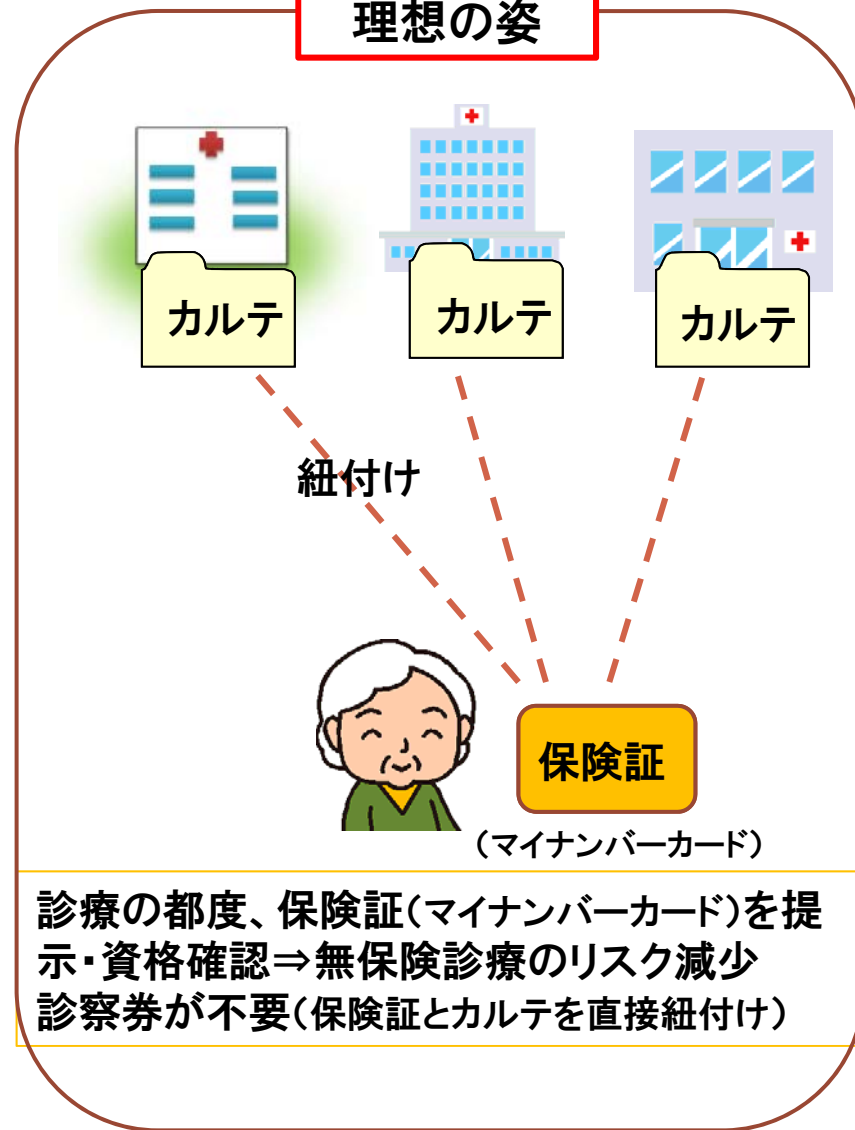
# マイナンバーの活用例

## マイナンバーカードを健康保険証に

現状



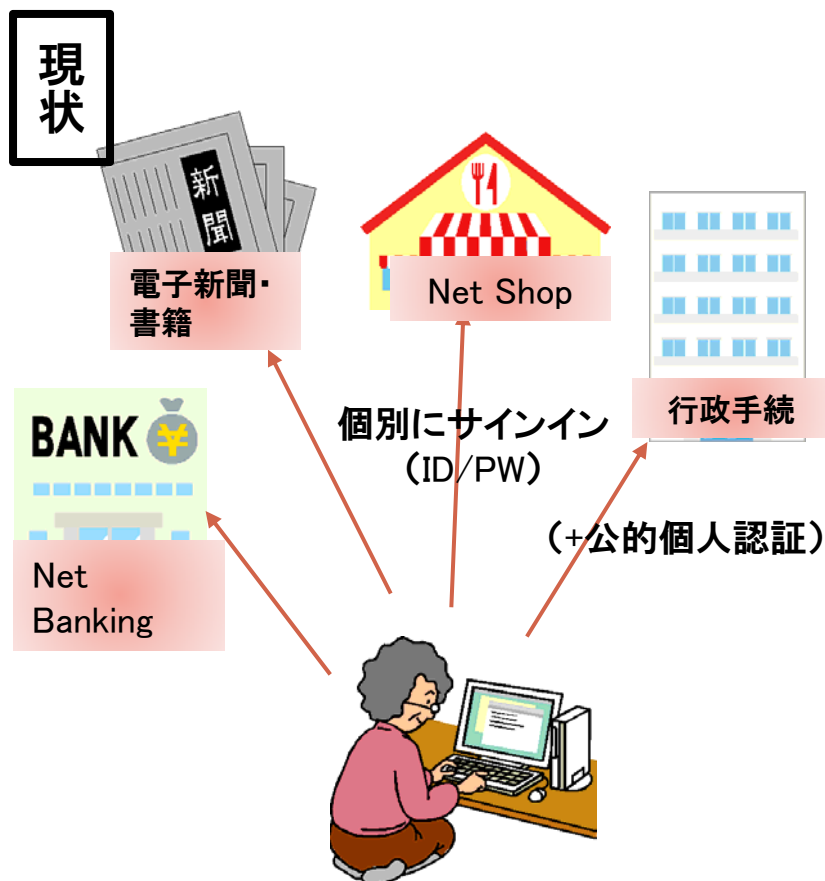
理想の姿





# 公的個人認証の活用例

## 安全で簡単なネットへのアクセス



サイト毎に異なるID/PWにするのが理想だが、現実には使いまわし(覚えきれない)  
⇒使いまわしのリスク(ひとつのサイトの情報が盗まれると他のサイトにも被害が拡大)  
⇒ID/PWを忘れる(再発行の手間が大、サイト側にとってもコスト増)



マイナポータルに共通認証機能を持たせることにより、個別サイトへの認証情報を提供することや、サイトごとの認証を不要とすることが可能となる  
⇒ID/PWの使いまわしによる盗難のリスクが減少  
⇒シングルサインオンによる快適なWeb利用

# 情報連携と公的個人認証の活用例

## 引越しワンストップのイメージ

